

職場環境要件の提示

令和3年度

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を提示します。

	職場環境要件項目	取り組み
入職促進に向けた取り組み	<p>法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針・仕組み</p> <p>職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に年度方針の確認をしており今年度も開催予定 ・介護の理念を基に1～3年目の職員が事例のまとめに取り組んでいる。 ・インターンシップや介護実習、事業所訪問などを受け入れている。 ・友の会とともに、健康まつりを開催し、地域の皆さまが楽しまれている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<p>働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員資格取得のための支援規定を設けている。支払った介護職員初任者研修受講料の額（10万円を限度）を支援。3年の勤務で返金を免除する。 ・介護福祉士実務者研修の受講料支援を設けている（2万円を助成）。 ・介護福祉士の試験日を業務保障している ・ケアマネを業務として行なっている職員は、事業の運営上資格を更新する必要があるため、研修日を業務保障し、研修費用にかかる費用は法人が負担する（居宅・看多機・グループホームで登録している介護支援専門員）。
両立支援・多様な働き方の推進	<p>子育てとの両立をめざす者のために育児休業制度の充実、事業所内保育施設の整備</p> <p>業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児支援制度に関する協定により、子の看護休暇や所定外労働の免除などが協定化されている。介護休業制度に関する協定により、介護休業や短時間勤務などが協定化されている。 ・共済組合制度による医療費一部負担金や祝金等の各種給付制度がある。 ・労働安全衛生委員会による相談窓口の設置、メンタルヘルスの学習会の開催、産業医・衛生管理者による面談・復職プランの作成等を行っている。

腰痛を含む心身の健康管理	<p>介護職員の身体の負担軽減のため介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の導入及び研修等による腰痛対策の実施</p> <p>短時間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</p> <p>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛予防のためのアシストスーツの導入を開始した。 ・年次健康診断・ストレスチェックを行っている。 ・施設内（一部敷地内）の禁煙。職員休憩室は確保している。 ・ハラスメント対応マニュアル、重大事故対応マニュアル等を作成している。
生産性向上のための業務改善の取組み	<p>タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末の導入を開始した。 ・腰痛予防学習会を開催している
やりがい・働きがいの醸成	<p>地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の保育園児、小学校の生徒らがデイサービスを訪れ、お子さん達の笑顔に元気をもらっている。